『狛江市小額契約希望業者登録制度のお知らせ』

東京電子自治体共同運営電子調達サービスの導入に伴い、競争入札を希望せず、小額の見積り競争等のみを希望する市内業者を対象に、狛江市小額契約希望業者の登録申請を受け付けています。

制度の目的	この制度は、競争入札参加資格者として市に登録されていない市内業者の方でも、市が発注する契約案件の受注を希望する業者を登録し、受注機会の拡大と市内経済の活性化を図ることを目的としています。	
対象契約	①すべての修繕	
	②１件の支出予定額が 10 万円未満 ※ の消耗品の購入	
	③主管課が発注する１件 50 万円未満の工事委託	
	④単価契約による物品の購入	
登録できる方	①本店の所在地が狛江市内にあること。（個人の場合は、狛江市内に住民登録があること）	
	②法人市民税又は個人市・都民税の滞納がないこと。	
	③許可・免許等を営業の要件とする業種については、その許可等を受けていること。	
	④個人で営業している場合は、未成年者、又は破産者で復権していない者でないこと。	
	⑤電子調達サービスに登録していないこと。	
	⑥狛江市契約における暴力団等排除措置要綱第３条第１項別表に該当していないこと。	
登録方法 **申請用紙に必要な書類を添付して提出してください。**	**法人**	①発行日から３か月以内で現に効力を有する登記簿謄本
		②発行日から３か月以内の印鑑証明書
		③最新年度の法人市民税納税証明書
	個人	①発行日から３か月以内の印鑑登録証明書
		②身分証明書（本籍地で発行されるもの）
		③最新年度の市・都民税納税証明書
		④商号を用いる場合は、商号登記簿謄本
	共通	資格者証等の写し（必要な業種の場合）
登録の有効期間	登録の有効期間は、登録年度を含め継続する３年度までです。 継続の申請は登録有効期限の３箇月前から申請できます。	
登録リスト	登録されると、登録者として各課に周知します。 ※受注を約束するものではありません。	
問い合わせ提出先	狛江市総務部総務課契約係 電話　03（3430）1172（直通）　内線 2421・2422 FAX　03（5497）1031（直通）	

※市内事業者優先発注に伴う臨時的措置に基づき、令和４年９月７日から当面の間、１件の支出予定額を 30 万円未満（税抜き）とします。